

結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第

12条第1項の届出基準について（概要）

1. 経緯

感染症法第12条第1項に基づく結核の届出基準については、「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条2項に基づく医師の届け出基準等の一部改正について」（平成19年3月29日付け健感発第0329001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（参考資料3）が平成19年4月1日より施行している。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第3条第2号の規定（参考資料4）においては、無症状病原体保有者のうち医療を要する者については届出を要するものとしている。

2. 課題

- ①初感染結核についての届出に関し、自治体によって考えに相違が見られた。
- ②初感染結核に関し、感染症法上の取扱いを明確にする必要がある。
- ③新たに結核の診断に用いられるようになったQFT検査の位置づけを明確にする必要がある。

3. 現状

結核部会を開催し、潜在性結核感染症の届出基準について正式に検討するまでの当分の間の措置として、平成19年4月26日付け事務連絡（参考資料5）にて、参考資料3の検査では病原体が確認できないものの、感染との疫学関連性を有し、ツベルクリン反応やQFT検査により潜在性結核感染症と診断され、治療を要すると判断された者については届出の対象とする旨を各衛生主管部（局）に伝えたところである。事務局では届出基準に関する通知の改正案（資料1-2）を作成しており、今回の結核部会にて御検討していただきたい次第である。